

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(満日が休日に當り、その翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県立高等看護学院管理規則の一部を改正する規則

◇告 示 保険医の登録

被爆者一般疾病医療機関の指定

飼料の分析検査の概要

入会林野整備計画の認可

土地改良区の役員就退任

土地改良区の役員住所の変更

土地改良区の解散

土地改良事業の認可(三件)

基本測量の実施

開発行為に関する工事の完了(二件)

◇公 告 危険物取扱者試験の実施

◇正 誤 昭和五十年一月鳥取県告示第三十一号中訂正

昭和五十年三月鳥取県告示第二百三十八号中訂正

## 規 則

鳥取県立高等看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第三十号

鳥取県立高等看護学院管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等看護学院管理規則(昭和三十九年十二月鳥取県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表の鳥取県立鳥取高等看護学院の項中「六十人」を「百二十人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

## 告 示

### 鳥取県告示第四百五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のとおり保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山 崎 迪 代	鳥医第一、九四九号	昭和五十年四月十五日

鳥取県告示第四百六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

登 録 飼 料

製造専業場の所在地および名称 飼 料 の 名 称	登 録 番 号	検 査 結 果			収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白	粗脂肪	粗繊維	
境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社	第3942号	20.0	3.0	5.0	昭和49年12月11日
くみあい標準配合飼料 幼雛用1号		20.4	3.5	3.6	
くみあい標準配合飼料 成鶏用エッグマッシュU16	72TD第83号	16.0 16.9	4.5	5.0 2.9	

昭和五十年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十年四月二十四日	藤山内科医院	鳥取市西品治三〇五ノ二

鳥取県告示第四百七号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十二月及び昭和五十年二月に収去した飼料の分析検査の概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三



登録飼料の所在地および名称	登録番号	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
尼崎市西高洲町27 日本農産工業株式会社尼崎工場 ノーソ印子豚育成用完全配合飼料 エーブルY	72BB第38号	16.0 16.7	2.0 2.9	6.0 3.0	8.0 4.9	昭和50年2月3日 米子市米源665-7 塩治薬商店
神戸市葦合区小野浜町9番50号 日清製粉株式会社神戸飼料工場 日清印子豚育成用完全配合飼料 子豚	71BB第15号	15.0 16.8	2.5 3.3	5.5 2.5	7.5 5.9	昭和50年2月3日 米子市灘町8丁目102番地 島根米穀株式会社日清飼料部 米子営業所
日清印大雛育成用完全配合飼料 大雛	78TC第10号	14.0 16.2	2.0 2.5	6.0 3.7	10.0 8.6	
日清印中雛育成用完全配合飼料	69TB第15号	17.0 18.3	2.0 2.0	6.5 4.1	9.0 8.3	
姫路市飾磨区細江字浜万才1290 アミノ飼料工業株式会社姫路工場 味えき安全配合飼料専用種 プロイラーチツク	71TE第6号	23.0 23.5	4.0 6.4	5.5 2.9	8.5 6.7	昭和50年2月3日 米子市中島385の2 鳥取県西部米穀卸協同組合
味えき完全配合飼料専用種 プロイラー	71TF第14号	18.0 18.7	5.0 7.5	5.5 2.8	9.0 5.9	
小野市黍田町字沖中曾根398の2 全国酪農協同組合連合会関西飼料工場 乳牛用完全配合飼料 全酪1号	72UE第71号	13.0 14.0	2.0 3.5	10.0 6.1	10.0 8.4	昭和50年2月3日 米子市上福原658番地1 鳥取県酪農協同組合連合会

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗脂肪」の欄は「粗繊維」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地および名称 飼 料 の 名 称	表示区分	検 査 結 果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん 白	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
小野市黍田町字中曾根898の2 全国酪農業協同組合連合会関西飼料工場 乳牛用完全配合飼料 大山号	表	16.0 17.0	2.0 3.1	10.0 7.0	10.0 8.9	昭和50年2月3日 米子市上福原658番地1 鳥取県酪農業協同組合連合会
らくれん1号	表	12.0 14.4	2.0 3.2	10.0 6.3	10.0 8.0	
全酪幼牛用 <sup>㊦</sup> 配合飼料	表	16.0 16.6	2.0 3.1	10.0 7.4	9.5 9.4	
玉野市築港568番地 加藤製油株式会社岡山工場 カトウ乳牛用配合飼料 カウエース	表	14.0 16.3	1.5 2.8	16.0 7.8	13.0 9.4	
尾崎市西高洲町27 日本農産工業株式会社尾崎工場 ルーサン印完全配合飼料 肉牛肥育用ピーフエース	表	12.0 13.0	1.5 2.9	12.0 5.6	12.0 5.8	昭和50年2月3日 米子市米原665-7 塩冶繁商店

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白それから以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果以外については「以上」をフイツユソリユエウル吸着飼料については「以下」を示し「粗繊維」および「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第四百八号

日野郡日南町糠庄入会林野整備組合組合長宮本岩雄から申請のあつた糠庄入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月二十五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は、就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

上野福尾土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	福留伊佐夫	西伯郡大山町福尾五五五の一番地
〃	金田熊男	三〇四〃
〃	金田進	四九七〃
〃	門脇潔	五四九〃
〃	角田宇吉	二八九〃
〃	福留勝美	四九六〃

角田弘人 二八五〃

山根健寿 上野一九六〃

金田良夫 二〇二〃

山根実 一三三〃

朝妻宗治 二〇〇〃

山根秀範 一八三〃

入江正雄 長田三三〇〃

山根茂 上野一八七〃

金田篤治 二二二〃

金田秀雄 福尾三〇〇〃

任期満了により退任

上野福尾土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	金田進	西伯郡大山町福尾四九七番地
〃	角田宇吉	二八九〃
〃	福留勝美	四九六〃
〃	角田弘人	二八五〃
〃	門脇成美	五四七〃
〃	福留祐三	三〇九〃
〃	金田良夫	上野二〇二〃
〃	山根秀範	一八三〃
〃	山根健寿	一九六〃
〃	朝妻宗治	二〇〇〃

金田 篤治 二二二〇〇  
 山根 実 一三三〇〇  
 入江 正雄 長田三三〇〇〇  
 監事 金田 秀雄 福尾三〇〇〇〇  
 山根 茂 上野一八七〇〇  
 福留 和利 福尾五一〇〇〇

昭和五十年二月十四日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し、  
 昭和五十年三月一日就任 任期四年

久米土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 小谷 岩 寿 倉吉市下米積四一一番地  
 岩 井 俊 博 下福田三五六〇〇  
 岡 嶋 守 上福田九一六〇〇  
 岩 本 猛 義 上米積三七一〇〇  
 岩 本 一 好 三七二〇〇  
 谷 本 兼 蔵 四四九〇〇  
 坂 本 一 夫 四七九〇〇  
 監事 田 淵 清 春 下福田三三七〇〇

資格喪失により昭和五十年一月三十一日退任

富桑土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 水 口 源 太郎 鳥取市西品治六七八の三番地

村岡 清次 田島四九〇〇〇  
 吉田 梯造 西品治五七一〇〇  
 浦島 丈徳 田島四三九〇〇  
 川島 長次郎 西品治六六二の一〇〇  
 山 部 潔 五九七〇〇  
 山 根 一 夫 田島四八一〇〇  
 山 部 利 貞 西品治五五二〇〇  
 谷 口 兵 次 田島四七六〇〇  
 山 田 峯 蔵 西品治六一六〇〇  
 中 村 嘉 光 六〇九〇〇  
 中 村 正 明 五四八〇〇  
 羽 田 正 一 田島五四一〇〇  
 水 口 有 男 西品治五四三〇〇  
 古 田 幸 雄 五五八〇〇

任期満了により退任

富桑土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 水 口 源 太郎 鳥取市西品治六七八の三番地  
 村 岡 清 次 田島四九〇〇〇  
 吉 田 梯 造 西品治五七一〇〇  
 浦 島 丈 徳 田島四三九〇〇  
 川 島 長 次 郎 西品治六六二の一〇〇  
 山 部 潔 五九七〇〇

山根 一夫 田島四八一〃  
 山部 利貞 西品治五五二〃  
 谷口 兵次 田島四七六〃  
 山田 峯藏 西品治六一六〃  
 中村 嘉光 六〇九〃  
 中村 正明 五四八〃  
 監事 羽田 正一 田島五四一〃  
 水口 有男 西品治五四三〃  
 古田 幸雄 五五八〃

昭和四十九年三月一日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十九年三月十日就任 任期二年

湖山町瀬土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 星 見重藏 鳥取市湖山町三〇三八番地  
 田中 鈴治 一三六四番地の一  
 田中正夫 四六〇番地  
 山下末吉 一六二二〃  
 川口 実 六一四〃  
 船越 友敬 二八三五〃  
 上田 吉明 二六八六〃  
 村上 輝明 四四五〃  
 前田 健藏 五九三〃  
 監事 影井 辰之助 一五一〇〃

松下 伸三 五一四〃  
 太田 一寿 二四七〇〃

任期満了により退任

湖山町瀬土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 星 見重藏 鳥取市湖山町三〇三八番地  
 田中 正夫 四六〇〃  
 村上 輝明 四五五〃  
 田中 鉄治 一三六四番地の一〃  
 船越 友敬 二八三五番地  
 松川 好孝 五三八〃  
 橋本 春彦 六三九〃  
 小松 二郎 二七五〇〃  
 監事 前田 健藏 五九三〃  
 影井 辰之助 一五一〇〃  
 山下末吉 一六二二〃  
 栃谷 英雄 二四一七〃

昭和四十九年四月三日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十九年四月十三日就任 任期二年

会見地区土地改良区  
 退任した役員の氏名及び住所  
 理事 赤井 勝美 西伯郡会見町朝金四九七番地

昭和五十年三月三日死亡により退任

会見地区土地改良区

理事 岩 田 茂 光 西伯郡会見町諸木七八番地

“ 赤 井 邾 郎 “ 朝金五一九”

昭和五十年三月二十六日開催の通常総代会において選任の結果昭和五十年三月二十六日就任 任期昭和五十年一月二十六日まで

千代土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 木 下 善 藏 八頭郡河原町大字布袋三〇六番地

昭和五十年三月三十一日死亡により退任

久米土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山 本 晃 倉吉市福光二七七番地

一身上の都合により昭和五十年三月七日退任

久米土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 河 本 英 隆 倉吉市福光四一九番地

“ 田 中 敏 男 “ 上米積八一五番地の二

監事 田 村 範 幸 “ 服部二三三番地

昭和五十年三月二十日開催の通常総代会において補欠選挙の結果当選し、

昭和五十年三月二十九日就任 任期昭和五十三年三月十八日まで

北条土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 濱 本 武 喜 東伯郡北条町大字弓原六〇三番地

昭和五十年三月二十三日開催の通常総代会において役員の補欠選挙の結果当選し、昭和五十年三月三十日就任 任期昭和五十一年十月二十三日ま

で

大井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 荻 原 伊 三 郎 八頭郡河原町袋河原二五八番地

“ 山 根 正 則 “ 鳥取市円通寺八七三”

“ 加 藤 重 藏 “ 倭文四一二の四”

“ 片 山 律 寿 “ 長谷一〇九合併地

“ 中 西 秀 男 “ 竹生四二番地

“ 半 田 伸 治 “ 朝月二九八”

“ 森 下 政 市 “ 下味野一六七”

“ 田 中 柳 八 “ 服部二四一”

“ 沢 田 時 春 “ 葛蒲四六四”

“ 西 垣 久 雄 “ 古海六六七”

“ 吉 村 貞 治 “ 七七七”

坂本 象太郎	秋里八六七
古田 長松	西品治五七五
川上 貞雄	安長二二三
高村 光輝	晩稻二三九
奥村 秀治	湖山町五九七
山根 幸一	一五八七
浜下 幸市	賀露町九一四
宮本 正	足山一八〇
森本 一郎	八頭郡河原町布袋三一〇の一
中村 寿治	鳥取市倭文三六〇
牧野 千代蔵	西品治二五一の四
邨上 宜夫	湖山町一五五六

任期満了により退任

大井手土地改良区  
就任した役員の氏名及び住所

理事 荻原 伊三郎	八頭郡河原町袋河原二五八番地
山根 正則	鳥取市円通寺八七三
加藤 重蔵	倭文四一二の四
片山 律寿	長谷一〇〇合併地
有田 喜美雄	上味野二八一番地
池沢 潔	下味野三一二の一
藤原 俊治	一二三
中田 喜代志	一二五

田中 柳八	服部二四一
中西 美都男	菖蒲二五五の内第一
前田 正晴	古海七七〇
古田 長松	西品治五七五
坂本 象太郎	秋里八六七
田村 政信	南隈三七
高村 光輝	晩稻二三九
村上 三郎	湖山町五〇六
山根 幸一	一五八七
宮本 正	足山一八〇
浜下 幸市	賀露町九一四
監事 半田 正弘	朝月五三
佐々木 秀男	古海九三
徳田 吉久	安長五二七の三
邨上 宜夫	湖山町一五五六

昭和五十年三月二十一開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、  
昭和五十年四月一日就任 任期二年

**鳥取県告示第四百十号**  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

福部土地改良区

理事 上田 晰雄	
変更前	岩美郡福部村大字岩戸一七番地
変更後	岩美郡福部村大字岩戸一六番地

鳥取県告示第四百十一号

富桑土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百十二号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（中村地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百十三号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（蒲生地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百十四号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（洗井地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（一等水準測量及び湖沼測量）

二 作業期間

昭和五十年五月十日から昭和五十年十二月二十日まで

三 作業地域

米子市

鳥取県告示第四百十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年三月五日 鳥取県指令受都計第五十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字富士見山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原三六

米子市農業協同組合

組合長理事 齊木幸福

鳥取県告示第四百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年三月十八日 鳥取県指令受都計第五十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市祇園町二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市茶町五〇 綿辺秀文

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和50年4月30日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 乙種危険物取扱者試験 昭和50年6月12日 午前10時から

丙種危険物取扱者試験 昭和50年6月12日 午後1時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁

倉吉市殿城279 鳥取県中部総合事務所

米子市権町1の160 鳥取県西部総合事務所

米子市富士町2の162 米子市消防本部

2 試験の種類

ア 乙種危険物取扱者試験（第4類の危険物に限る。）

1 丙種危険物取扱者試験  
3 受験資格

乙種危険物取扱者試験を受けることができる者は、消防法第13条の3第5項に該当する者とする。

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和50年5月15日から昭和50年5月24日まで(郵送による場合は、5月24日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 提出書類

イ 受験願書

イ 乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真 1枚

(受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽、かつ、無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを)

エ その他

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第55条第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際乙種危険物取扱者免状の写しを添付するとともに、その免状を試験当日提出すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

イ 乙種危険物取扱者試験 1,000円

1 丙種危険物取扱者試験 800円  
(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書等の提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部消防防災課

正 誤

昭和五十年一月鳥取県告示第三十一号(解除予定の保安林について)中の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

五 上 終わりから二 字崩里の谷東平 字す里の谷東平

昭和五十年三月鳥取県告示第二百三十八号(保安林の予定森林について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

六 下 七〜八 三三八三〇の一 三三八三〇の一